

特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（手続の補正） 第二条の二 実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続（以下単に「手続」という。）をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、実用新案登録出願の日から政令で定める期間を経過した後は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面又は要約書について補正をすることができない。</p> <p>2 前項本文の規定により明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書、<u>実用新案登録請求の範囲</u>又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p> <p>3 4 （略）</p> <p>第三条の二 実用新案登録出願に係る考案が当該実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願であつて当該実用新案登録出願後に第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行又は特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行若しくは出願公開がされたものの願書に最初に添付した明細書、<u>実用新案登録請求の範囲</u>若しくは特許請求の範囲又は図面（同法第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案又は発明（その考案又は発明をした者が当該実用新案登録出願に係る考案の考案者と同じの者である場合におけるその考案又は発明を除く。）と同一であるときは、その考案については、前条第一項の規定にかかわらず、<u>実用新案登録を受けることができない</u>。ただし、当該実用新案登録</p>	<p>（手続の補正） 第二条の二 実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続（以下単に「手続」という。）をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、実用新案登録出願の日から政令で定める期間を経過した後は、願書に添付した明細書、図面又は要約書について補正をすることができない。</p> <p>2 前項本文の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてなければならない。</p> <p>3 4 （略）</p> <p>第三条の二 実用新案登録出願に係る考案が当該実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願であつて当該実用新案登録出願後に第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行又は特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行若しくは出願公開がされたものの願書に最初に添付した明細書又は図面（同法第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案又は発明（その考案又は発明をした者が当該実用新案登録出願に係る考案の考案者と同じの者である場合におけるその考案又は発明を除く。）と同一であるときは、その考案については、前条第一項の規定にかかわらず、<u>実用新案登録を受けることができない</u>。ただし、当該実用新案登録出願の時にその出願人と当該他の実用新案登録出願</p>

出願の時にその出願人と当該他の実用新案登録出願又は特許出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

(実用新案登録出願)

第五条 (略)

2 願書には、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書を添付しなければならない。

3 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一～三 (略)

4 (略)

5 第二項の実用新案登録請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに実用新案登録出願人が実用新案登録を受けようとする考案を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る考案と他の請求項に係る考案とが同一である記載となることを妨げない。

6 第二項の実用新案登録請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
一～四 (略)

7 第二項の要約書には、明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した考案の概要その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(補正命令)

第六条の二 特許庁長官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。

一～三 (略)

四 その実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案

又は特許出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

(実用新案登録出願)

第五条 (略)

2 願書には、明細書、図面及び要約書を添付しなければならない。
い。

3 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一～三 (略)

4 (略)

5 第三項第四号の実用新案登録請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに実用新案登録出願人が実用新案登録を受けようとする考案を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る考案と他の請求項に係る考案とが同一である記載となることを妨げない。

6 第三項第四号の実用新案登録請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
一～四 (略)

7 第二項の要約書には、明細書又は図面に記載した考案の概要その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(補正命令)

第六条の二 特許庁長官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。

一～三 (略)

四 その実用新案登録出願の願書に添付した明細書若しくは図

登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。

一(五) (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された考案を除く。)についての第三条、第三条の二本文、前条第一項から第三項まで、第十一条第一項において準用する同法第三十条第一項から第三項まで、第十七条、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに同法第三十九条第三項及び第四項並

面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書又は図面(先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。

一(五) (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面(当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に相当するものに限る。)に記載された考案を除く。)についての第三条、第三条の二本文、前条第一項から第三項まで、第十一条第一項において準用する同法第三十条第一項から第三項まで、第十七条、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに同法第三十九条第三項及び第四項並びに第七十二条、意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十

びに第七十二条、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二十九条並びに第三十三条の二第三項及び第三十三条の三第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載された考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案（当該先の出願が第一項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項（第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）については、当該実用新案登録出願について実用新案掲載公報の発行がされた時に当該先の出願について実用新案掲載公報の発行又は出願公開がされたものとみなして、第三条の二本文又は同法第二十九条の二本文の規定を適用する。

4 (略)

第十四条 (略)
(実用新案権の設定の登録)

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を実用新案公報

二条第二項並びに商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二十九条並びに第三十三条の二第三項及び第三十三条の三第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面（当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案（当該先の出願が第一項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項（第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）については、当該実用新案登録出願について実用新案掲載公報の発行がされた時に当該先の出願について実用新案掲載公報の発行又は出願公開がされたものとみなして、第三条の二本文又は同法第二十九条の二本文の規定を適用する。

4 (略)

第十四条 (略)
(実用新案権の設定の登録)

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を実用新案公報

に掲載しなければならない。

一～三 (略)

四 願書に添付した明細書に記載した考案の名称及び図面の簡単な説明、実用新案登録請求の範囲並びに図面の内容

五～七 (略)

4 (略)

(明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正)

第十四条の二 実用新案権者は、請求項の削除を目的とするもの
に限り、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は
図面の訂正をすることができる。ただし、第三十七条第一項の
審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において
準用する特許法第五十六条第一項の規定による通知があつた
後(同条第二項の規定による審理の再開がされた場合)にあつて
は、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後)は、
願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂
正をすることができない。

2 (略)

3 第一項の訂正があつたときは、その訂正後における明細書、
実用新案登録請求の範囲又は図面により実用新案登録出願及び
実用新案権の設定の登録がされたものとみなす。

4～5 (略)

(侵害とみなす行為)

第二十八条 次に掲げる行為は、当該実用新案権又は専用実施権
を侵害するものとみなす。

一 業として、登録実用新案に係る物品の製造にのみ用いる物
の生産、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラ
ム等である場合には、電気通信回線を通じて提供を含む。以
下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための
展示を含む。以下同じ。)をする行為

二 登録実用新案に係る物品の製造に用いる物(日本国内にお

に掲載しなければならない。

一～三 (略)

四 願書に添付した明細書に記載した考案の名称、図面の簡
単な説明及び実用新案登録請求の範囲並びに図面の内容

五～七 (略)

4 (略)

(明細書又は図面の訂正)

第十四条の二 実用新案権者は、請求項の削除を目的とするもの
に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることがで
きる。ただし、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属してい
る場合において第四十一条において準用する特許法第五十六
条第一項の規定による通知があつた後(同条第二項の規定によ
る審理の再開がされた場合)にあつては、その後更に同条第一項
の規定による通知があつた後)は、願書に添付した明細書又は
図面の訂正をすることができない。

2 (略)

3 第一項の訂正があつたときは、その訂正後における明細書又
は図面により実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録が
されたものとみなす。

4～5 (略)

(侵害とみなす行為)

第二十八条 業として、登録実用新案に係る物品の製造にのみ用
いる物の生産、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプロ
グラム等である場合には、電気通信回線を通じて提供を含む。
以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための
展示を含む。以下同じ。)をする行為は、当該実用新案権又は
専用実施権を侵害するものとみなす。

いて広く一般に流通しているものを除く。)であつてその考案による課題の解決に不可欠なものにつき、その考案が登録実用新案であること及びその物がその考案の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

(実用新案権者等の責任)

第二十九条の三 (略)

2 前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面についてした第十四条の二第一項の訂正により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使し、又はその警告をした場合に準用する。

(回復した実用新案権の効力の制限)

第三十三条の三 (略)

2 前条第二項の規定により回復した実用新案権の効力は、第十三条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 (略)

二 当該登録実用新案に係る物品の製造に用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

(再審により回復した実用新案権の効力の制限)

第四十四条 (略)

2 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 (略)

二 善意に、当該登録実用新案に係る物品の製造に用いる物の

(実用新案権者等の責任)

第二十九条の三 (略)

2 前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についてした第十四条の二第一項の訂正により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使し、又はその警告をした場合に準用する。

(回復した実用新案権の効力の制限)

第三十三条の三 (略)

2 前条第二項の規定により回復した実用新案権の効力は、第十三条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 (略)

二 当該登録実用新案に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

(再審により回復した実用新案権の効力の制限)

第四十四条 (略)

2 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 (略)

二 善意に、当該登録実用新案に係る物品の製造にのみ用いる

生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第四十八条の六 (略)

2 日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書及び外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書の翻訳文は第五条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における図面並びに外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における図面(図面の中の説明を除く。)及び図面の中の説明の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図面と、日本語実用新案登録出願に係る要約及び外国語実用新案登録出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

3 第四十八条の四第二項又は第四項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第五条第二項の規定により願書に添付して提出した実用新案登録請求の範囲とみなす。

(補正の特例)

第四十八条の八 (略)

2 (略)

3 外国語実用新案登録出願に係る明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正ができる範囲については、第二条の二第二項中「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求

物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第四十八条の六 (略)

2 日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲並びに外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲の翻訳文は第五条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における図面並びに外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における図面(図面の中の説明を除く。)及び図面の中の説明の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図面と、日本語実用新案登録出願に係る要約及び外国語実用新案登録出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

3 第四十八条の四第二項又は第四項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、国際出願日における明細書の翻訳文及び当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第五条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲とみなす。

(補正の特例)

第四十八条の八 (略)

2 (略)

3 外国語実用新案登録出願に係る明細書又は図面について補正ができる範囲については、第二条の二第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一

の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

4 (略)

(実用新案登録要件の特例)

第四十八条の九 第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許出願が国際実用新案登録出願又は特許法第八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第三条の二の規定の適用については、同条中「他の実用新案登録出願又は特許出願であつて」とあるのは「他の実用新案登録出願又は特許出願(第四十八条の四第三項又は特許法第八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願を除く。)であつて」と、「発行又は」とあるのは「発行」と、「若しくは出願公開」とあるのは「若しくは出願公開又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は同法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)
第四十八条の十 (略)

2 (略)

3 外国語実用新案登録出願についての第八条第三項の規定の適用については、同項中「実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは「実用新案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九日

項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

4 (略)

(実用新案登録要件の特例)

第四十八条の九 第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許出願が国際実用新案登録出願又は特許法第八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第三条の二の規定の適用については、同条中「他の実用新案登録出願又は特許出願であつて」とあるのは「他の実用新案登録出願又は特許出願(第四十八条の四第三項又は特許法第八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願を除く。)であつて」と、「発行又は」とあるのは「発行」と、「若しくは出願公開」とあるのは「若しくは出願公開又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は同法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)
第四十八条の十 (略)

2 (略)

3 外国語実用新案登録出願についての第八条第三項の規定の適用については、同項中「実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは「実用新案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された

にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する「国際公開」とする。

4 第八条第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項及び第二項中、「願書に最初に添付した明細書」実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中、「先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは、「先の出願の第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「出願公開」とあるのは、「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第九条第一項中、「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは、「第四十八条の四第四項若しくは特許法第八十四条の四第四項の国内処理基準時又は第四十八条の四第一項若しくは同法第八十四条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(無効理由の特例)

第四十八条の十四 外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録の無効の審判については、第三十七条第一項第一号中、「その実用新案登録が第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたとき」とあるのは、「第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録の願書に添付した明細書」実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項が同項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にな

「特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。

4 第八条第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項及び第二項中、「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中、「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは、「先の出願の第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「出願公開」とあるのは、「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第九条第一項中、「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは、「第四十八条の四第四項若しくは特許法第八十四条の四第四項の国内処理基準時又は第四十八条の四第一項若しくは同法第八十四条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(無効理由の特例)

第四十八条の十四 外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録の無効の審判については、第三十七条第一項第一号中、「その実用新案登録が第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたとき」とあるのは、「第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が同項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にな

別表（第五十四条関係）

六〇十（略）	五	一件につき千四百円	金額
	明細書、実用新案登録請求の 範囲又は図面の訂正をする者		
六〇十（略）	一〇四（略）		
	納付しなければならない者		

別表（第五十四条関係）

六〇十（略）	五	一件につき千四百円	金額
	明細書又は図面の訂正をする 者		
六〇十（略）	一〇四（略）		
	納付しなければならない者		